

# ○市議会議員共済会規則

変更

昭和四〇年	六月一日
昭和四一年	八月一九日
昭和四七年	三月二八日
昭和四八年	五月九日
昭和四九年	九月一日
昭和五〇年	五月一日
昭和五七年	二月二七日
昭和五七年	十一月二三日
平成二年	五月三一日
平成七年	六月二九日
平成八年	二月一五日
平成一四年	三月一四日
平成一四年	八月七日
平成一五年	三月二六日
平成一七年	三月二四日
平成一七年	六月一日
平成一八年	四月一日
平成一九年	三月一九日
平成二〇年	三月一四日
平成二〇年	八月二七日
平成三三年	九月一日
平成二九年	三月一四日

施行 昭和三十七年十二月一日

平成三年 四月二四日

## 目次

- 第一章 負担金（第一条）
  - 第二章 共済給付金の決定の請求（第二条―第十一条）
  - 第三章 共済給付金の決定（第十二条―第十三条）
  - 第四章 共済給付金の支給（第十四条―第十五条）
  - 第五章 異動の届出及び受給権の存否等の調査（第十六条―第二十一条）
  - 第六章 諸報告（第二十二条―第二十七条）
- 附則

## 第一章 負担金

（昭四七・三・二八・平七・六・二九・平一三・九・一・一部変更）  
 （負担金の納付）

第一条 市（特別区を含む。以下同じ。）議会の議長（以下「議長」という。）は、市に対し、当該市が市議会議員共済会定款（以下「定款」という。）第三十六条の規定により納付すべき負担金の額を通知するものとする。

2 議長は、市が前項の負担金を共済会に払い込んだときは、会長に通知するものとする。

（昭四七・三・二八・一部変更、平七・六・二九・第二項第四項追加・旧第二項第三項繰下、平八・二・一五・平一五・三・二六・一部変更、平一三・九・一・一部変更・第三項第四項第五項削除）

## 第二章 共済給付金の決定の請求

（旧退職年金、特例退職年金、旧退職一時金、特例退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金の決定の請求）

第二条 旧退職年金又は特例退職年金（以下「退職年金」という。）の決定を請求する者は、退職年金決定請求書（第一号様式）を、旧退職一時金、代替退職一時金又は特例退職一時金（以下「退職一時金」という。）の決定を請求する者は、退職一時金決定請求書（第一号様式の

二）を、旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金（以下「公務傷病年金」という。）の決定を請求する者は、公務傷病年金決定請求書（第二号様式）を、退職当時属していた市の議会の議長（以下この章から第五章（第十六条を除く。）まで「議長」という。）を経て会長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、次の各号（退職一時金を請求する場合にあつては第二号から第四号までを除く。）に掲げる書類を添えなければならない。

一 履歴書（退職年金を請求する場合にあつては第三号様式、退職一時金を請求する場合にあつては第三号様式の二）

二 戸籍抄本（退職後請求までの間に作成されたもの。）

三 公的年金重複期間届（第四号様式）

四 他の公的年金に係る加入期間証明

3 公務傷病年金決定請求書には、前項各号に掲げる書類のほか次の書類を添えなければならない。

一 傷病が公務に基づくものであることの議長の意見書  
 二 傷病に関する現認者の現認証明書（第五号様式）又はこれに代わる書類

三 請求当時の診断書

四 「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に

関する条例」による障害補償年金又は一時金を受けた者にあつては、障害の等級、補償金額及び決定年月日等を記載した実施機関の証明書

(昭四〇・六一・昭四一・八・一九・一部変更、昭四七・三・二八・一部追加、昭四九・九・一・一部変更・一部追加、昭五七・二・一七・一部変更・一部削除、平一五・三・二六・一部変更、平二〇・三・一四・一部変更・一部追加、平二三・九・一・一部変更・旧第三条繰上)

### (障害による退職年金の停止の解除の請求)

## 第三条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

(平成二十三年法律第五十六号。以下「廃止法」という。)の規定によりなお従前の例によることとされた廃止法による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「なお従前の例によることとされた旧法」という。)第百六十四条第二項の規定により、退職年金の停止の解除を受けようとする者は、若年停止解除申請書(第六号様式)に次の書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

- 一 申請当時の診断書
- 二 年金証書

(平一五・三・二六・追加、平二三・九・一・一部変更・旧第三条の二繰上)

### (退職年金又は公務傷病年金の改定請求)

第四条 退職年金の額の改定を請求する者は、退職年金改定請求書(第一号様式)に第二条第二項各号に掲げる書類のほか、年金証書を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

2 公務傷病年金の額の改定を請求する者は、公務傷病年金改定請求書(第七号様式)に第二条第二項各号及び第三項第三号に掲げる書類のほか、年金証書を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

3 退職年金を公務傷病年金に改定する場合又は公務傷病年金を退職年金に改定する場合の請求手続については、第二条の規定を準用する。

(昭五七・二・一七・平一五・三・二六・平二三・九・一・一部変更)

### (再審査の請求)

第五条 定款第四十条第一項の規定により再審査を請求する者は、再審査請求書(第八号様式)に関係書類を添えて、議長を経て委員長に提出しなければならない。

(昭四〇・六一・昭五七・二・一七・平一五・三・二六・平二三・九・一・一部変更)

(旧遺族年金、特例遺族年金、旧遺族一時金又は特例遺族一時金の決定の請求)

## 第六条 旧遺族年金又は特例遺族年金（以下「遺族年金」

という。）の決定を請求する者は、遺族年金決定請求書（第九号様式）を、旧遺族一時金又は特例遺族一時金（以下「遺族一時金」という。）の決定を請求する者は、遺族一時金決定請求書（第九号様式之二）を議長を経て会長に提出しなければならない。

2 遺族年金の請求書には、次の書類を添えなければならない。ただし、平成二十三年五月三十一日付け総行福第二十九号による変更前の共済会の定款第十九条の規定による会員であつた者（以下この章において「会員であつた者」という。）の配偶者からの請求書には、第六号から第八号を除く書類を添付するものとする。

一 会員であつた者の履歴書（議長において調製したものの）（遺族年金を請求する場合には第三号様式、遺族一時金を請求する場合には第三号様式之二）（退職年金又は公務傷病年金を受けている者が死亡した場合を除く。）

二 会員であつた者の死亡の事実を証明する書類

三 会員であつた者の死亡が公務に基づく傷病に因るときは、第二条第三項各号に掲げる書類

四 会員であつた者が年金である共済給付金の決定を受けていたときはその年金証書

五 請求者の戸籍謄本（請求者と会員であつた者の死亡時以後の身分関係を明らかにすることができるもの）

六 請求者が、会員であつた者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していたことを証明する書類

七 届出をしていないが会員であつた者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が請求者であるときは、その事実を、会員であつた者の死亡当時十八歳未満の子又は孫が請求者であるときは婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）していないことを、それぞれ証明する書類

八 請求者が、定款第二十六条第二項に規定する重度障害で生活資料を得るみちがない者であるときは、重度障害の状態を証明する診断書及び生活資料を得るみちがないことを証明する書類

九 会員であつた者の公的年金重複期間届（第四号様式）

十 会員であつた者の他の公的年金に係る加入期間証明  
 3 遺族一時金決定請求書には、前項第一号、第二号及び第五号から第八号までに掲げる書類（配偶者からの請求にあつては第六号から第八号を除く。）を添えなければならない。

4 第一項の場合において同順位者が二人以上あるとき



は、そのうち一人を当該遺族年金又は遺族一時金の請求及び受給についての総代者（本章において同じ。）として遺族年金又は遺族一時金の決定を請求するものとする。この場合は、前二項に掲げる書類のほか、次の書類を添えなければならない。

一 遺族年金又は遺族一時金を受けようとする者全員が連署した総代者選任届（第十号様式）

二 請求者以外の遺族年金又は遺族一時金を受けようとする者の戸籍謄本（遺族年金又は、遺族一時金を受けようとする者と会員であつた議員の死亡時以後の身分関係を明らかにすることができもの。）（第二項第五号の戸籍謄本と重複する場合を除く。）

三 請求者以外の遺族年金又は遺族一時金を受けようとする者が会員であつた者の死亡当時主としてその収入により、生計を維持していたことを証明する書類

（昭四〇・六一・一部変更・第三項追加・旧第三項繰下、昭四一・八・一九・一部変更・一部追加、昭四七・三・二八・昭四八・五・九・一部変更、昭四九・九・一・一部追加、昭五七・二・一七・昭五七・一・一・三・平一五・三・二六・一部変更、平二〇・三・二四・一部変更・一部追加、平二三・九・一・一部変更）

### （遺族年金の転給の請求）

**第七条** 遺族年金を受ける権利を有する者が、その権利を失つた場合において、後順位者が遺族年金の転給を請求するときは、遺族年金転給請求書（第十一号様式）に次の書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

一 前順位者が遺族年金を受ける権利を失つたことを証明する書類

二 権利を失つた前順位者の年金証書

三 前条第二項第五号から第八号までの書類

2 前条第四項の規定は、前項の場合において同順位者が二人以上あるときの請求について準用する。

（昭四一・八・一九・昭五七・二・一七・平一五・三・二六・平二三・九・一・一部変更）

### （遺族年金証書の書換の請求）

**第八条** 遺族年金を受ける者が二人以上ある場合において、そのうち失権した者があるときは、失権者以外の者（二人以上の場合には総代者）は、遺族年金証書書換請求書（第十二号様式）に次の書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

一 遺族年金証書

二 失権者が遺族年金を受ける権利を失つたことを証明する書類

2 前項の場合において、総代者である遺族年金の受給者が失権し、なお遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、前項に規定する書類のほか、これらの遺族年金を受ける権利を有する者全員が連署した総代者選任届（第十号様式）を添えなければならぬ。

（昭四一・八・一九・昭五七・二・二七・平一五・三・二六・平二・三・九・一・一部変更）

#### （支払未済の給付請求）

**第九条** 定款第二十九条の規定により支払未済の給付を請求する場合において、当該共済給付金受給権者が生存中に決定を得たものであるときは、請求者は支払未済給付請求書（第十三号様式）に次の書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

一 年金証書又は一時金決定通知書

二 当該共済給付金受給権者の死亡の事実を証明する除籍謄本

三 請求者が遺族であるときは、第六条第二項第五号から第八号に掲げる書類、請求者が遺族でない相続人であるときはその遺族がないこと及び請求者が相続人であることを証明する戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は除籍抄本若しくは除籍謄本

2 定款第二十九条の規定により支払未済の給付を請求す

る場合において、当該共済給付金受給権者が生存中に決定を得ていなかったものであるときは、請求者は、当該共済給付金の請求書に次の書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

一 当該共済給付金の決定を受けようとする場合において、第二条、第四条又は第六条の規定により添付すべき書類

二 当該共済給付金受給権者の死亡の事実を証明する除籍謄本

三 請求者が、相続人であるときは、遺族がないこと及び請求者が相続人であることを証明する戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は除籍抄本若しくは除籍謄本

（昭四〇・六・一・昭五七・二・一七・平一五・三・二六・一部変更、平二三・九・一・一部変更・第三項削除）

#### （添付書類の省略）

**第十条** 二以上の給付を同時に請求する者は、これらの給付の請求の際、添付すべき書類が同一であるときは、一の添付書類により、これらの給付の請求をすることができらる。

（平二三・九・一・一部変更）

#### （年金証書等を添えることができない場合の請求）

**第十一条** 共済給付金の請求について、年金証書又は一時

金決定通知書を添えなければならぬ場合において、亡失その他の理由によりこれを添えることができないときは、その旨を記載した書類を提出しなければならない。

(昭四〇・六・一・平二・三・九・一一部変更)

### 第三章 共済給付金の決定

(昭四〇・六・一一部変更)

#### (共済給付金の決定)

第十二条 会長は、共済給付金の請求を受けた場合においては、これを審査し、共済給付金を受ける権利を有するものと認めるときは、その共済給付金額を決定するものとする。この場合において、当該共済給付金が年金である場合は、退職年金証書、公務傷病年金証書又は遺族年金証書(以上の三証書についてはそれぞれ(第十四号様式)及び年金額決定通知書(第十五号様式))を、一時金である場合は退職一時金決定通知書又は遺族一時金決定通知書(以上両通知書についてはそれぞれ(第十六号様式))を、第九条の規定による支払未済の給付の請求に対しては、支払未済給付決定通知書(第十七号様式)を、議長を経てそれぞれ請求者に交付するものとする。

(昭四〇・六・一・昭五七・二・一七・平一五・三・二六一部変更、平二・三・九・一一部変更・第二項削除)

#### (年金である共済給付金の改定)

第十二条の二 廃止法附則第二十一条の規定に基づき退職

年金、公務傷病年金及び遺族年金の額を改定したときは、年金額改定通知書(第十五号様式)を、議長を経て年金である共済給付金受給権者に交付するものとする。

2 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十三号)附則第四条、第五条及び廃止法附則第三条の規定に基づき退職年金の年額を改定したときは、年金額改定通知書(第十五号様式)を、議長を経て年金である共済給付金の受給権者に交付するものとする。

(昭五〇・五・一・追加、昭五七・二・一七・第二項削除・一部

変更、平一五・三・二六・平一九三・二九・平二・三・九・一一部変更)

部変更)

#### (年金証書の再交付)

第十三条 年金である共済給付金受給権者は、年金証書を亡失したときは年金証書再交付申請書(第十八号様式)を、損傷したときは年金証書再交付申請書に損傷した年金証書を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

(昭四〇・六・一・平一五・三・二六・平二・三・九・一一部変更)

### 第四章 共済給付金の支給

(昭四〇・六・一一部変更)

## （共済給付金の支払方法）

第十四条 共済給付金の支払は、銀行等金融機関の口座振込又は振替により送金するものとする。

（昭四〇・六・一・平一五・三・二六・平二〇・三・一四・一部変更）

## （共済給付金の支払日）

第十四条の二 年金である共済給付金の支払日は、定款第二十三条第三項に定める支給期月の五日（その日が銀行等金融機関の休業日に当たるときは、直前の営業日又は取扱日）とする。

2 一時金及び支払未済である共済給付金の支払日は、当該一時金及び支払未済給付金を決定した後の直近の二十五日（その日が銀行等金融機関の休業日に当たるときは、直前の営業日又は取扱日）とする。

（平二三・九・一・追加）

第十五条 会長は、共済給付金の支払を取引金融機関に委託することができる。

（昭四〇・六・一・一部変更）

## 第五章 異動の届出及び受給権の存否等の調査

## （再就職の届出）

第十六条 退職年金又は公務傷病年金を受ける者が市議會議員として再就職したときは、直ちに共済給付金受給権

者再就職届（第十九号様式）をその属する市の議長を経て会長に提出しなければならない。

（平一五・三・二六・平二三・九・一・一部変更）

## （異動の届出）

第十七条 年金である共済給付金受給権者は、次の各号に掲げる事由に該当したときは、直ちに共済給付金受給権者異動届（第二十号様式）に当該各号に掲げる書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

- 一 改氏名 年金証書及び改氏名後の戸籍抄本
- 二 転居
- 三 転籍 転籍後の戸籍抄本
- 四 総代者の変更 年金証書及び総代者選任届（第十号様式）

## 五 年金受取金融機関の変更

2 会長は、前項第二号を事由とする異動届の提出を年金である共済給付金受給権者から受けた場合は、都道府県知事（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては指定情報処理機関（以下「都道府県知事等」という。）から住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受け、必要な事項につき

て確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができない場合は、会長は、その年金である共済給付金受給権者に対し住民票抄本の提出を求めるものとする。

3 会長は、第一項第一号又は第四号の規定により、年金証書の提出があつたときは、直ちにその記載事項を訂正してこれを議長を経て年金である共済給付金受給権者に交付するものとする。

(昭四〇・六・一・一部変更、昭五七・二・二七、一部変更・一部追加、平一五・三・二六・一部変更、平一七・六・一・一部変更・

第二項追加、平三三・九・一・一部変更)

#### (受給権消滅等の届出)

第十八条 年金である共済給付金受給権者が死亡し、又はその権利を失つたとき(第七条又は第八条の規定の適用を受けることとなるとき及び退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有していた者が死亡したことによりその者の遺族に遺族年金が支給されることとなるときを除く。)は、その遺族又は年金である共済給付金を受ける権利を失つた者は、直ちに年金である共済給付金受給権消滅届(第二十一号様式)に年金証書を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

(昭四〇・六・一・平一五・三・二六・平三三・九・一・一部変更)

#### (生存の確認等)

第十九条 会長は、定款第二十三条第三項に規定する支給期月の前月において、都道府県知事等から年金である共済給付金受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、当該受給権者の生存の事実を確認するものとする。

2 会長は、前項の本人確認情報の提供を受けるため、会長が必要と認める場合は年金である共済給付金受給権者に対し、住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コードの報告を求めることができる。

3 会長は、第一項の本人確認情報の提供を受け、生存の事実が確認されなかつた年金である共済給付金受給権者に対しては、第一項の支給期月以後に支給すべき年金である共済給付金の支払を差し止めるものとする。

(昭四〇・六・一・昭四八・五・九・昭五七・二・二七・昭五七・一・一・三・平八・二・二五・平一五・三・二六・一部変更、平一七・六・一・全部変更、平三三・九・一・一部変更)

#### (受給権者の現況の届出)

第十九条の二 前条第一項の規定に基づく本人確認情報の提供を受けることができない年金である共済給付金受給権者(なお従前の例によることとされた旧法第百六十四条の規定により支給を停止されている者を除く。)にあつては、現況届(第二十二号様式)を、毎年一月末日ま

でに議長を経て会長に提出しなければならない。

- 2 定款第二十六条第二項に規定する重度障害の状態では、重度障害の状態を証明する診断書及び生活資料を得るみちがないことを証明する書類を、毎年、一月末日までに議長を経て会長に提出しなければならない。

- 3 公務傷病年金を受ける者にあつては、前年一月一日以後における症状の経過を記載した診断書を、毎年、一月末日までに議長を経て会長に提出しなければならない。

- 4 前三項に規定する届は、その年の一月一日以後において作成されたものでなければならない。

- 5 正当な理由がなく前項に規定する届を提出しない者に対しては、その提出があるまでその年の三月以後に支給すべき年金である共済給付金の支払を差し止めるものとする。

（平一七・六一・追加、平二三・九・一一部変更・旧第二二条）

第三項繰下・第二項第三項追加

#### （所得の届出）

- 第二十条 会長は、退職年金を受ける者から地方議会議員共済会による所得情報取得についての許諾書（第二十三号様式）の提出を受けて、廃止法附則第二十七条の規定に基づき市区町村からその者の前年の所得に関する資料

を、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が共同で作成した所得調査システムにより取得することができる。

- 2 前項に規定する地方議会議員共済会による所得情報取得についての許諾書の提出がない場合、又は住所異動等により市区町村から資料の提供が得られない場合は、当該退職年金を受ける者は、毎年七月末日までに所得に関する届（第二十四号様式）に市区町村が発行する当該調査する年の前年の所得に関する証明書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

- 3 正当な理由がなく前項に規定する書類を提出しない者に対しては、その提出があるまで、その年の六月以後に支給すべき退職年金の支給を差し止めるものとする。

（平一三・九・一・追加）

#### （給付制限の届出）

- 第二十一条 共済給付金の受給権者がお従前の例によることとされた旧法第六十四条の三の規定に該当したときは、給付制限に関する届（第二十五号様式）を議長を経て会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届を提出した者が、その刑期を終了したときは刑期終了に関する届（第二十六号様式）を、その刑の執行猶予期間が満了したときは給付制限解除に



関する届(第二十七号様式)を議長を経て会長に提出しなければならない。

(昭四九・九・一・追加、昭五七・二・一七・二部変更、平一五・四・一・一部変更・第二項追加、平一七・六・一・旧第十九条の二線下、平二〇・三・一四・一部変更、平二三・九・一・一部変更・旧第二十条線下)

## 第六章 諸報告

(昭四八・五・九・旧第七章線上)

### (会員の資格の得喪の報告)

第二十二條 議長は、定款第二十條の規定により会員の資格の取得又は喪失について会員資格取得・喪失報告書(第二十八号様式)を、会長に提出しなければならない。

(昭四七・三・二八・旧第二十三条線下、昭四八・五・九・旧第二十二条線下、一部変更、昭五七・二・一七・平一五・三・二六・一部変更、平一七・六・一・旧第二十条線下、平一九・三・一九・一部変更、平二三・九・一・全部変更)

### (市議会議員就職者の報告)

第二十三條 議長は、共済給付金を請求する権利のある者が市議会議員に就職したときは、直ちに市議会議員就職者報告書(第二十九号様式)を会長に提出しなければならない。

(平二三・九・一・追加)

### (市議会議員退職者の報告)

第二十四條 議長は、共済給付金を請求する権利のある市議会議員が退職又は死亡したときは、直ちに市議会議員退職者報告書(第三十号様式)を会長に提出しなければならない。

(平二三・九・一・追加)

### (市議会議員数の報告)

第二十五條 議長は、市議会議員が就職又は退職したときは、直ちに市議会議員数報告書(第三十一号様式)を会長に提出しなければならない。

(平二三・九・一・追加)

### (標準報酬月額の変更の報告)

第二十六條 議長は、標準報酬月額に変更があつたときは、直ちに標準報酬月額変更報告書(第三十二号様式)を会長に提出しなければならない。

(平二三・九・一・一部変更・旧第二十五条線下)

### (市町村の廃置分合等に伴う報告)

第二十七條 議長は、廃置分合若しくは、境界変更により町村が市となり又は町村を市とする処分があつた場合において、町村議会議員の標準報酬月額等改定状況報告書(第三十三号様式)のほか、市議会議員(共済給付金を請求する権利のある者)及び年金受給権者に関する廃置

分合等に伴う住所の町名・地番変更届（第三十四号様式）を会長に提出するものとする。

（昭四七・三・二八・旧第二十四条繰上、昭四八・五・九・旧第二十三条繰上、昭五七・二・一七・平一五・三・二六・一部変更、平一七・六・一・旧第二十一条繰下・平三三・九・一・一部変更・旧第二十三条繰下）

附則

この規則は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和四十年六月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和四十一年八月一九日

附則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和四十八年五月九日

附則

この規則は、昭和四十九年九月二日

附則

この規則は、昭和五十年五月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和五十七年二月一七日

附則

（昭和五十七年一月一三日）  
この規則は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附則

（平成二年五月三二日）  
この規則は、平成二年六月一日から施行する。

附則

（平成七年六月二九日）  
この規則は、平成七年六月二十九日から施行する。

附則

（平成八年二月一五日）  
この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附則

（平成一四年三月一四日）  
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

（平成一四年八月七日）  
この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附則

（平成一五年三月二六日）  
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附則

（平成一七年三月二四日）  
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附則

（平成一七年六月一日）  
この規則は、平成十七年六月一日から施行する。ただし、変更後の第十七条の規定は平成十八年一月一日から施行する。

附則

（平成一八年四月一日）  
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。



附 則 (平成一九年三月一九日)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月一四日)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年八月二七日)

この規則は、平成二十年九月一日から施行する。

附 則 (平成二三年九月一日)

1 この規則は、平成二十三年九月一日から施行し、平成二十三年六月一日から適用する。

2 平成二十三年五月分以前の掛金、特別掛金及び負担金については、なお従前の例によるものとする。

3 廃止法附則第六条第一項に規定する旧退職一時金調整額又は第十一条第一項に規定する旧遺族一時金調整額の加算を請求する者は、退職一時金請求書(旧退職一時金調整額請求用)(附則第一号様式)又は遺族一時金請求書(旧遺族一時金調整額請求用)(附則第二号様式)を退職当時属していた市の議会の議長を経て会長に提出しなければならない。

4 廃止法附則第七条に規定する代替退職一時金の支給を選択する場合にあつては、共済給付金変更願(附則第三号様式)を第二条に規定する退職一時金決定請求書に添えて請求するものとする。

5 平成二十三年度における第二十条の規定の適用について

では、同条第二項中「七月末日」とあるのは、「十月末日」とし、同条第三項中「六月」とあるのは、「九月」とする。

6 この規則の変更前の高額所得の届出については、平成二十三年八月三十一日まではなお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月一三日)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年四月二四日)

この規則は、令和元年五月一日から施行する。

## 様式目次

第 1 号様式	退職年金決定・改定請求書
第 1 号様式の2	退職一時金決定請求書
第 2 号様式	公務傷病年金決定請求書
第 3 号様式	履歴書(年金用)
第 3 号様式の2	履歴書(一時金用)
第 4 号様式	公的年金重複期間届
第 5 号様式	現認証明書
第 6 号様式	若年停止解除申請書
第 7 号様式	公務傷病年金改定請求書
第 8 号様式	再審査請求書
第 9 号様式	遺族年金決定請求書
第 9 号様式の2	遺族一時金決定請求書
第10号様式	総代者選任届
第11号様式	遺族年金転給請求書
第12号様式	遺族年金証書換請求書
第13号様式	支払未済給付請求書
第14号様式	年金証書
第15号様式	年金額(決定・改定)通知書
第16号様式	一時金決定通知書
第17号様式	支払未済給付決定通知書
第18号様式	年金証書再交付申請書
第19号様式	共済給付金受給権者再就職届
第20号様式	共済給付金受給権者異動届
第21号様式	共済給付金受給権消滅届
第22号様式	現況届
第23号様式	地方議會議員共済会による所得情報取得についての許諾書
第24号様式	所得に関する届
第25号様式	給付制限に関する届
第26号様式	刑期終了に関する届
第27号様式	給付制限解除に関する届
第28号様式	会員資格取得・喪失報告書
第29号様式	市議會議員就職者報告書
第30号様式	市議會議員退職者報告書
第31号様式	市議會議員数報告書
第32号様式	標準報酬月額変更報告書
第33号様式	町村議會議員の標準報酬月額等改定状況報告書
第34号様式	廃置分合等に伴う住所の町名・地番変更届
附則第 1 号様式	退職一時金決定請求書(旧退職一時金調整額請求書用)
附則第 2 号様式	退職一時金決定請求書(旧遺族一時金調整額請求書用)
附則第 3 号様式	給付金変更願

# 退職年金決定・改定請求書

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

請求日	令和 年 月 日	請求区分	1.決定 2.改定
-----	----------	------	-----------

請求者	旧会員番号	基礎年金番号	一		
	フリガナ (氏名)	(名)	①		
	氏名 (戸籍名)		性別	1.男 2.女	
	郵便番号	電話連絡先	( )	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
	フリガナ				
	住所				

下記のとおり市区議会議員を退職したので、退職年金を(決定・改定)されるよう証拠書類を添えて請求します。

退職した議会	都道府県	市区議会	退職年月日	平成・令和 年 月 日
--------	------	------	-------	----------------

年金受取金融機関	金融機関名			
	コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連	
	コード	フリガナ	店名	預金種目 (○で選択)
			本店・支店・出張所 本所・支所	口座番号
	備考			

退職年金の改定を請求する場合は年金証書を添付してください。添付できない場合は下記に記入してください。年金証書を添付することができないので届けます。

年金証書の添付	紛失の理由	年金証書紛失届欄	①
1.有 2.無	1.亡失 2.その他( )	※添付が「無」の場合 署名捺印してください。	

(留意事項) 若年停止者の場合は、年金受取金融機関の記入は必要ありません。

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都道府県 市区 議会議長



<共済会使用欄>

確認	受付番号	



# 退職一時金決定請求書

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

請求日	令和 年 月 日
-----	----------

請求者	旧会員番号	フリガナ (氏) (名)		◎	性別	1.男 2.女	生年月日	明治・大正・昭和			
	氏名 (戸籍名)	フリガナ						年	月	日	
	郵便番号	電話連絡先		( )		-					
	フリガナ										
	住所										

下記のとおり市区議会議員を退職したので、退職一時金を決定されるよう証拠書類を添えて請求します。

退職した議会	都道府県	市区議会	退職年月日	平成
				年 月 日

受取金融機関	金融機関名				
	コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連		
	店名		預金種目 (○で選択)	1.普通預金 2.当座預金	
	コード	フリガナ	本店・支店・出張所 本所・支所	口座番号	
備考					

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都道府県 市区 議会議長

印

<共済会使用欄>

確認	受付番号	



# 公務傷病年金決定請求書

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

請求日	令和 年 月 日
-----	----------

請求者	旧会員番号	基礎年金番号	性別	1.男 2.女	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
	フリガナ (氏名)	フリガナ (名)	③			
	氏名 (戸籍名)					
	郵便番号	電話連絡先	( )			
	フリガナ					
	住所					

下記のとおり市区議会議員を退職したので、公務傷病年金を決定されるよう証拠書類を添えて請求します。

退職した議会	都道府県	市区議会	退職年月日	平成・令和 年 月 日
--------	------	------	-------	----------------

年金受取金融機関	金融機関名				
	コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連		
	銀行等	店名	預金種目 (○で選択)	1.普通預金 2.当座預金	
	コード	フリガナ	本店・支店・出張所 本所・支所	口座番号	
	備考				

退職年金の決定を受けている場合は年金証書を添付してください。添付できない場合は下記に記入してください。年金証書を添付することができないので届けます。

年金証書の添付	紛失の理由	年金証書紛失届欄	③
1.有 2.無	1.亡失 2.その他( )	*添付が「無」の場合 署名捺印してください。	

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都道府県 市区 議会議長

印

<共済会使用欄>

確認	受付番号	



## 履歴書(年金用)

下記のとおり相違ありません。

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

旧会員番号	
元議員氏名	
請求者氏名	㊟

1. 平成23年5月31日以前の市区議会議員の履歴(廃置分合により廃止された市町村の議会議員の履歴も含む。)

項番	自					～	至					所属議会	退職事由
	元号	年	月	日	元号		年	月	日				
1	昭和					昭和					市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )	
2	昭和					昭和					市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )	
3	昭和					昭和					市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )	
4	昭和					昭和					市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )	

※共済給付金の基礎となる在職期間は平成23年5月31日までとなる。

在職年数	年 月
------	-----

2. 平成23年6月1日以後の市区議会議員の履歴

項番	自					～	至					所属議会	退職事由
	元号	年	月	日	元号		年	月	日				
1	平成	23	06	01		平成					市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )	
2	平成					平成					市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )	
3	平成					平成					市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )	
4	平成					平成					市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )	

3. 退職前12年間(平成23年6月1日以後の在職歴を含む。)の標準報酬月額(平成15年3月以前の在職歴がある者は平成14年4月以後の期間に限る。)

項番	元号	年	月	元号	年	月	標準報酬月額	月数	当該期間の標準報酬月額の内額
1	平成			平成				円 月	円
2	平成			平成				円 月	円
3	平成			平成				円 月	円
4	平成			平成				円 月	円
5	平成			平成				円 月	円
6	平成			平成				円 月	円
7	平成			平成				円 月	円
8	平成			平成				円 月	円
9	平成			平成				円 月	円
10	平成			平成				円 月	円

合計	円 月
----	-----

4. 平均標準報酬年額

平均標準報酬年額	円
----------	---

5. 一時金控除関係

過去に一時金を受給した場合のみ記入してください。

一時金の基礎となった在職期間	年
----------------	---

## 履歴書(一時金用)

下記のとおり相違ありません。

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

旧 会 員 番 号	
議 員 また は 元 議 員 氏 名	
請 求 者 氏 名	◎

1. 平成23年5月31日以前の市区議会議員の履歴(廃置分合により廃止された市町村の議会議員の履歴も含む。)

項番	自				～	至				所属議会	退職事由
	元号	年	月	日		元号	年	月	日		
1	昭和 平成				～	昭和 平成				市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )
2	昭和 平成				～	昭和 平成				市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )
3	昭和 平成				～	昭和 平成				市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )
4	昭和 平成				～	昭和 平成				市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )

※共済給付金の基礎となる在職期間は平成23年5月31日までとなる。  
 ※過去に旧退職一時金を受けた場合は、再就職後の在職期間を記入してください。  
 ※過去に旧退職年金の決定を受けた場合は、その期間を含めた全在職期間を記入してください。

在 職 年 月 数	年 月
-----------	-----

2. 平成23年6月1日以後の市区議会議員の履歴

項番	自				～	至				所属議会	退職事由
	元号	年	月	日		元号	年	月	日		
1	平成	23	06	01	～	平成				市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )
2	平成				～	平成				市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )
3	平成				～	平成				市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )
4	平成				～	平成				市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他( )

3. 掛金総額

掛 金 総 額	
---------	--

4. 特別掛金総額

特 別 掛 金 総 額	
-------------	--

5. 過去に支給を受けた旧退職一時金の基礎となった在職期間(過去に旧退職一時金を受けた場合のみ記入してください。)

項番	自				～	至				所属議会	在職年月数
	元号	年	月	日		元号	年	月	日		
1	昭和 平成				～	昭和 平成				市・区 町・村	年 月
2	昭和 平成				～	昭和 平成				市・区 町・村	年 月

6. 過去に決定を受けた旧退職年金の基礎となった在職期間(過去に旧退職年金の決定を受けた場合のみ記入してください。)

項番	自				～	至				所属議会	在職年月数
	元号	年	月	日		元号	年	月	日		
1	昭和 平成				～	昭和 平成				市・区 町・村	年 月
2	昭和 平成				～	昭和 平成				市・区 町・村	年 月

## 公的年金重複期間届

下記のとおり相違ありません。

届出日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

旧会員番号	
元議員氏名	
請求者氏名	◎

1. 公的年金との重複期間の有無（重複期間がない場合は、「無」に○をつけて提出してください。）

重複期間の有無	有・無
---------	-----

2. 公的年金制度との重複期間

① 昭和49年9月1日から平成15年3月31日までの重複期間

項番	自				～	至				公的年金制度の名称	重複期間の合計年月	
	元号	年	月	日		元号	年	月	日		年	月
1	昭和				～	昭和				法		
2	昭和				～	昭和				法		
3	昭和				～	昭和				法		
4	昭和				～	昭和				法		
5	昭和				～	昭和				法		
6	昭和				～	昭和				法		
7	昭和				～	昭和				法		
8	昭和				～	昭和				法		

重複期間の年月数		年		月
----------	--	---	--	---

② 平成15年4月1日から平成23年5月31日までの重複期間

項番	自				～	至				公的年金制度の名称	重複期間の合計年月	
	元号	年	月	日		元号	年	月	日		年	月
1	平成				～	平成				法		
2	平成				～	平成				法		
3	平成				～	平成				法		
4	平成				～	平成				法		
5	平成				～	平成				法		
6	平成				～	平成				法		
7	平成				～	平成				法		
8	平成				～	平成				法		

重複期間の年月数		年		月
----------	--	---	--	---

- (留意事項) 1. 重複期間の「有」とは、議員在職中に政令で定める公的年金制度の適用を受けている期間を指し、公的年金を受給している期間ではありません。  
 2. 公的年金制度とは次の年金制度をいいます。  
 ①厚生年金保険法（旧公共企業体職員等共済組合を含む。）  
 ②国の新法  
 ③地方公務員等共済組合法(第9章の21に限る。)  
 ④私立学校教職員共済法  
 ⑤旧農林共済法  
 ⑥旧給員保険法



# 現認証明書

市議会議員共済会会長 殿

市区コード	市区名
	市区

議 員	フリガナ	(氏)	(名)	所 議 会	都 道 府 県	市 区
	氏 名					
	郵便番号	-	電話連絡先	( )	-	
	フリガナ					
	住 所					

事 故 発 生 の 状 況	日 時	平成 年 月 日	午前 時 分	午後 時 分	
	場 所				
	原 因				
	事 情				

上記のとおり証明します。

証 明 日	平成 年 月 日
-------	----------

現 認 者	フリガナ	(氏)	(名)	②	身 分
	氏 名				
	郵便番号	-	電話連絡先	( )	-
	フリガナ				
	住 所				

現 認 者	フリガナ	(氏)	(名)	②	身 分
	氏 名				
	郵便番号	-	電話連絡先	( )	-
	フリガナ				
	住 所				

(留意事項)この証明書には当時の状況を詳細に記入し、現認者が多数あるときは、その2名以上が連署してください。



# 若年停止解除申請書

市議会議員共済会会長 殿

市区コード	市区名
	市区

申請日	令和 年 月 日
-----	----------

申請者	年金証書番号	基礎年金番号	一	
	フリガナ (氏名)	フリガナ (名)	◎	
	氏名 (戸籍名)	性別	1. 男 2. 女	生年月日
	郵便番号	電話連絡先	( )	一
	フリガナ	住所		

下記の議会を退職し、退職年金の受給権を得て、現在年齢による支給停止措置を受けていますが、別添の診断書のとおり恩給法別表第一号表ノ二に該当する重度障害の状態にありますので、支給停止措置を解除されるよう申請します。

退職した議会	都道府県	市区議会	退職年月日	平成・令和	退職年金の支給開始年月	平成・令和
				年 月 日		年 月 日

年金受取金融機関	金融機関名					
	コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連			
	コード	フリガナ	店名	預金種目 (○で選択)	1. 普通預金 2. 当座預金	
			本店・支店・出張所 本所・支所	口座番号		
備考						

上記のとおり申請があったので報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都道府県 市区 議会議長

印

<共済会使用欄>

確認	受付番号	



# 公務傷病年金改定請求書

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

請求日	令和 年 月 日
-----	----------

請求者	旧会員番号	基礎年金番号	一
	フリガナ (氏名)	◎	性別 1.男 2.女
	氏名 (戸籍名)	◎	生年月日
	郵便番号	電話連絡先	( )
	フリガナ		
	住所		

退職した議会	都道府県	市区議会	退職年月日
			平成・令和 年 月 日

下記により、公務傷病年金を改定されるよう証拠書類を添えて請求します。

改定請求の事由	
---------	--

年金受取金融機関	金融機関名		
	コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連
	店名	預金種目 (○で選択)	1.普通預金 2.当座預金
	コード	フリガナ	口座番号
	本店・支店・出張所 本所・支所		
備考			

公務傷病年金の改定を請求する場合は年金証書を添付してください。添付できない場合は下記に記入してください。年金証書を添付することができないので届けます。

年金証書の添付	紛失の理由	年金証書紛失届欄	◎
1.有 2.無	1.亡失 2.その他( )	※添付が「無」の場合 署名捺印してください。	

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都道府県 市区 議会議長

印

<共済会使用欄>

確認	受付番号	



# 再審査請求書

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会審査委員長 殿

請求日	令和 年 月 日
-----	----------

請 求 者	年金証書番号	基礎年金番号	—
	フリガナ (氏)	(名)	明治・大正・昭和
	氏名 (戸籍名)	◎	生年月日
	郵便番号	電話連絡先	( )
	フリガナ	—	
住所			

公務傷病年金の給付を受けていますが、まだ傷病が回復しないので、再審査されるよう関係書類を添えて請求します。

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印



# 遺族年金決定請求書

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

元議員	旧会員番号 年金証書番号	フリガナ (氏) (名)	基礎年金番号	1. 議員死亡 2. 受給権者死亡	死亡日	平成・令和 年 月 日
-----	-----------------	-----------------	--------	----------------------	-----	----------------

上記の者は、死亡したので遺族年金を決定されるよう証拠書類を添えて請求します。

請求日	令和 年 月 日
-----	----------

請求者	フリガナ (氏) (名)	性別 1. 男 2. 女	生年月日	明治・大正・昭和 平成・令和 年 月 日
元議員との続柄	1. 配偶者 2. 子 4. 孫 5. 祖父母	後順位の有無	有・無	<small>左記の続柄欄で選択された者の後順位に該当する者がある場合は、「有」に○を付けてください。(議員または議員であった者の死亡の事由、等としてその収入によって生計が維持されていた者、または子または孫については、18歳未満で配偶者がいない者、または18歳以上であっても、重婚婚約の状態にある者)</small>
郵便番号	-	電話連絡先	( )	-
フリガナ				
住所				

年金受取金融機関	金融機関名			
	コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連	
	コード	フリガナ	店名	預金種目 (○で選択)
	フリガナ	本店・支店・出張所 本店・支所	口座番号	1. 普通預金 2. 当座預金
備考				

退職年金受給者が死亡した場合は、年金証書を添付してください。添付できない場合は下記に記入してください。年金証書を添付することができないので届けます。

年金証書の添付	紛失の理由	年金証書紛失届欄	印
1. 有 2. 無	1. 亡失 2. その他( )	※添付が「無」の場合 署名捺印してください。	印

退職年金受給者の死亡に伴い、支払未済があるので、この給付を請求します。

※支払未済がある場合のみ署名捺印してください。	請求者氏名 (遺族年金の請求者)	印
-------------------------	---------------------	---

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市 区  
府 県 議会議長



<共済会使用欄>

確 認	受付番号	



市議会議員共済会規則 (第九号様式)

# 遺族一時金決定請求書

市議会議員共済会会長 殿

市区コード	市区名	市区

元議員	旧会員番号	フリガナ (氏)	(名)	死亡日	平成
	氏名 (戸籍名)				

上記の者は、死亡したので遺族一時金を決定されるよう証拠書類を添えて請求します。

請求日	令和 年 月 日
-----	----------

請求者	フリガナ (氏)	(名)	性別	1.男 2.女	生年月日	明治・大正	昭和・平成			
	氏名 (戸籍名)					年: 月: 日	年: 月: 日			
	元議員との続柄	1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母								
	郵便番号					電話連絡先	( )			
フリガナ										
住所										

受取金融機関	銀行等	コード	フリガナ	金融機関名
				銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連
	コード	フリガナ	店名	預金種目 (○で選択)
			本店・支店・出張所 本店・支所	1.普通預金 2.当座預金
備考	口座番号			

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都道 市区 議会議長

印

<共済会使用欄>

確認	受付番号	



## 総代者選任届

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

総代者	フリガナ	(氏)	(名)	④	元議員との続柄
	氏名				
	郵便番号	-	電話連絡先	( )	-
	フリガナ				
	住所				

上記の者を総代者として(遺族年金・遺族一時金)を請求するものであることを届けます。

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

届出者	フリガナ	(氏)	(名)	④	元議員との続柄
	氏名				
	郵便番号	-	電話連絡先	( )	-
	フリガナ				
	住所				

届出者	フリガナ	(氏)	(名)	④	元議員との続柄
	氏名				
	郵便番号	-	電話連絡先	( )	-
	フリガナ				
	住所				

届出者	フリガナ	(氏)	(名)	④	元議員との続柄
	氏名				
	郵便番号	-	電話連絡先	( )	-
	フリガナ				
	住所				

(留意事項)「届出者」の欄には、総代者を含めて、全員記入してください。

上記のとおり届出があったので報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市 区  
府 県 議会議員長

印



# 遺族年金転給請求書

市議会議員共済会会長 殿

市区コード	市区名
市区	市区

前遺族年金権者	年金証書番号			失権年月日	平成・令和	失権の由 1.死亡 2.その他
	フリガナ(氏名) (戸籍名)	(氏)	(名)		年	

上記の者は遺族年金を受ける権利を失ったので、遺族年金を転給されるよう証拠書類を添えて請求します。

請求日	令和 年 月 日
-----	----------

請求者	フリガナ(氏名) (戸籍名)	(氏)	(名)	性別	1.男 2.女	生年月日	明治・大正・昭和 平成・令和	
	元議員との続柄	1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母	後順位の有無		有・無		年	月
	郵便番号	-		電話連絡先	-			
	フリガナ住所							

年金受取金融機関	金融機関名						
	コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連				
	コード	フリガナ	店名	預金種目 (○で選択)	1.普通預金 2.当座預金		
			本店・支店・出張所 本店・支所	口座番号			
備考							

遺族年金受給者が失権した場合は、年金証書を添付してください。添付できない場合は下記に記入してください。年金証書を添付することができないので届けます。

年金証書の添付	紛失の理由	年金証書紛失届欄	③
1.有 2.無	1.亡失 2.その他( )	*添付が「無」の場合 署名捺印してください。	

前遺族年金権者の死亡に伴い、支払未済があるので、この給付を請求します。

*支払未済がある場合のみ署名捺印してください。	請求者氏名 (遺族年金の請求者)	③
-------------------------	---------------------	---

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印

<共済会使用欄>

確認	受付番号	





# 遺族年金証書書換請求書

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

前遺族年金権者	年金証書番号	フリガナ (氏) (名)	失権年月日	平成・令和	失権事由	1.死亡 2.その他
	氏名 (戸籍名)					

上記の者は遺族年金を受ける権利を失ったので、遺族年金を書き換えられるよう証提書類を添えて請求します。

請求日 令和 年 月 日

請求者	フリガナ (氏) (名)	性別	1.男 2.女	生年月日	明治・大正・昭和 平成・令和	
	氏名 (戸籍名)	◎			年 月 日	
	元議員との続柄	1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母	後順位の有無	有・無	有記の経歴欄で選択された者の後順位に該当する者がある場合は、「有」に○を付けてください。〔議員または議員であった者の死亡の事例〕死亡してその収入に基づいて生活が維持されていた者、また子または孫については、18歳未満で転居者がいない者、または18歳以上であっても、継親縁組の状態にある者	
	郵便番号		電話番号	( )	-	
フリガナ						
住所						

年金受取金融機関	金融機関名				
	コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連		
	コード	フリガナ	店名	預金種目 (○で選択)	1.普通預金 2.当座預金
			本店・支店・出張所 本所・支所	口座番号	
備考					

遺族年金受給者が失権した場合は、年金証書を添付してください。添付できない場合は下記に記入してください。年金証書を添付することができないので届けます。

年金証書の添付	紛失の理由	年金証書紛失届欄	◎
1.有 2.無	1.亡失 2.その他( )	※添付が「無」の場合署名捺印してください。	

前遺族年金権者の死亡に伴い、支払未済があるので、この給付を請求します。

※支払未済がある場合のみ署名捺印してください。	請求者氏名 (遺族年金の請求者)	◎
-------------------------	------------------	---

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印

<共済会使用欄>

確認	受付番号	



# 支払未済給付請求書

市区コード	市区名
.....	市区

市議会議員共済会会長 殿

請求日	令和 年 月 日
-----	----------

請求者	フリガナ(氏)	(名)	㊟	受給権者との続柄
	氏名			
	郵便番号	-	電話連絡先	( ) -
	フリガナ			
	住所			

下記の者が死亡し、支払未済があるので、この給付を請求します。

旧会員番号 年金証書番号	第 号
元議員氏名	
受給権者氏名	
退職または死亡年月日	平成 年 月 日
給付の種類	1.退職年金 2.遺族年金 3.公務傷病年金 4.退職一時金 5.遺族一時金
請求の内容	平成 年 月分 から 平成 年 月分まで

年金受取金融機関	金 融 機 関 名			
	コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連	
	コード	フリガナ	店 名	預金種目 (○で選択) 1.普通預金 2.当座預金
			本店・支店・出張所 本所・支所	口座番号
	備考			

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印





市 議 会 議 員 共 済 会  
一 時 金 決 定 通 知 書

旧 会 員 番 号 第 号 所 属 議 会 名  
円 元 議 員 氏 名  
地方公務員等共済組合法の一部を 受 給 者 氏 名 続 柄  
改正する法律により一時金を支給します。 生 年 月 日 年 月 日

年 月 日

市 議 会 議 員 共 済 会 会 長

支 払 未 済 給 付 決 定 通 知 書

給付の種類  
給付額 円  
給付の内訳 か月分（ 年 月分～ 年 月分）  
支払日 年 月 日

上記のとおり決定したので通知します。  
年 月 日

市 議 会 議 員 共 済 会  
会 長

第18号様式

# 年金証書再交付申請書

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

申請日	令和 年 月 日
-----	----------

申請者	フリガナ (氏)	(名)	◎	生年 月日	明治・大正・昭和
	氏名				平成・令和
	郵便番号	-	電話連絡先	( )	-
	フリガナ				
	住所				

市議会議員共済会規則第13条の規定にもとづき下記年金証書の再交付を申請します。

年金の種類	1.退職年金 2.公務傷病年金 3.遺族年金
年金証書番号	第 号
年金受給権者氏名	
再交付の事由	1.亡失 2.損傷 3.その他 ( )
年金証書の日付 (支給開始年月)	昭和・平成・令和 年 月
年金額	円

(留意事項) 年金証書を損傷した場合は、損傷した年金証書を添付してください。

上記申請書の記載事項は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印



市議会議員共済会規則 (第一八号様式)

共済会規則

# 共済給付金受給権者再就職届

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

届出者	年金証書番号		基礎年金番号	
	フリガナ (氏)	(氏)	(名)	
	氏名 (戸籍名)		◎	生年月日
	郵便番号		電話連絡先	( )
	フリガナ			
	住所			

市議会議員として就職したので、市議会議員共済会規則第16条の規定にもとづき下記のとおり届けます。

退職年金	1.退職年金受給中	2.若年停止中
再就職した議会	都道府県	市区議会
再就職年月日	平成 令和	年 月 日
公的年金制度の加入の有無 ※「有」の場合はその名称と重複期間を記入してください。		有 ・ 無
公的年金制度の名称	重複期間(昭和49年9月1日以後の期間)	
法	昭和 平成	年 月 ~ 昭和 平成 年 月
法	昭和 平成	年 月 ~ 昭和 平成 年 月
法	昭和 平成	年 月 ~ 昭和 平成 年 月

- (留意事項) 1. 公的年金制度とは次の年金制度をいいます。  
 ①厚生年金保険法(旧公共企業体職員等共済組合法を含む) ②国の新法  
 ③地方公務員等共済組合法(第9章の2に限る。) ④私立学校教職員共済法  
 ⑤旧農林共済法 ⑥旧船員保険法  
 2. 以前に交付を受けた年金証書は、添付する必要はありません。

上記の届出は事実と相違ないことを認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都道府県 市区 議会議長

印



# 共済給付金受給権者異動届

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

届出者	年金証書番号	フリガナ (氏)	(名)	印
		氏名		
		電話連絡先 ( )	-	

下記のとおり届けます。

1. 氏名の変更 (添付書類…①年金証書、②改氏名後の戸籍抄本)

フリガナ (氏)	(名)	フリガナ (氏)	(名)
新氏名		旧氏名	

※氏名を変更した場合は、変更後の氏名・フリガナにて年金の振込手続をしますので、年金を受け取る金融機関にて口座人名義の変更手続をしてください。

2. 住所の異動

郵便番号	-
フリガナ	
新住所	

3. 転籍又は総代者の変更

異動事項	1. 転籍	フリガナ	フリガナ
	2. 総代者の変更	新	旧

4. 年金受取金融機関の指定・変更

区分	1. 指定 2. 変更	指定・変更 の事由	1. 金融機関の変更 3. 年金の請求等	2. 若年停止解除 4. その他	変更 時期	令和 年 (3月・6月・9月・12月) 期より
年金受取金融機関	銀行等	コード	フリガナ	金融機関名		
				銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連		
	コード	フリガナ	店名	預金種目 (○で選択)	1. 普通預金 2. 当座預金	
			本店・支店・出張所 本所・支所	口座番号		
備考						

上記の届出があったので報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市 区 議会議長

印

<共済会使用欄>

事務局長	次 長	課 長	課 員	担 当	入力日	令和



# 共済給付金受給権消滅届

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

年金受給権者	年金証書番号		年金の種類	1.退職年金	2.遺族年金
	フリガナ (氏)	(名)	失権年月日	平成・令和	1.死亡 2.その他
	氏名			失権事由	

上記の者は、市議会議員共済会定款第26条に規定する共済給付金を受けるべき遺族がいないので、下記のとおり届けます。

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

届出者	フリガナ (氏)	(名)	☉	年金受給権者との続柄
	氏名			
	郵便番号	-	電話連絡先	( ) -
	フリガナ		住所	

受給権者が死亡した場合は、年金証書を添付してください。添付できない場合は下記に記入してください。年金証書を添付することができないので届け出ます。

年金証書の添付	紛失の理由	年金証書紛失届欄	☉
1.有 2.無	1.亡失 2.その他( )	*添付が「無」の場合署名捺印してください。	

上記受給権者の受給権が消滅したことに伴い、支払未済があるので、この給付を請求します。

*支払未済がある場合のみ署名捺印してください。	請求者氏名 (相続人)	☉
-------------------------	-------------	---

年金受取金融機関	銀行等	金融機関名			
		コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連	
		コード	フリガナ	店名	預金種目 (○で選択)
				本店・支店・出張所 本店・支所	1.普通預金 2.当座預金
備考		口座番号			

(留意事項) 支払未済の請求者は、受給権消滅届の届出者と同一となります。

上記の届出があったので報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印

<共済会使用欄>

確認	受付番号	





第22号様式

# 現 況 届

整理番号：

市議会議員共済会会長 殿

証書番号 第 \_\_\_\_\_ 号 所属していた 受給者氏名 \_\_\_\_\_  
 年金種別 \_\_\_\_\_ 市・区議会名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 住 所 \_\_\_\_\_

## 証 明 欄

住 所： \_\_\_\_\_  
 氏 名： \_\_\_\_\_ 生年月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日生

上記の者は住民票の記載と相違ないことを証明します。

年 月 日

市・区・町・村長

印

送付先 〒

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2  
 電話 03-3262-5239 FAX 03-3222-0658

市議会議員共済会

## 地方議会議員共済会による 所得情報取得についての許諾書

私は、以下に定める使用条件のとおり、市議会議員共済会が、私の住民登録を行っている市区町村から、私の所得情報を下記の使用目的のために取得することについて、許諾します。

### 1 使用条件

取得する所得情報は、(1)年金収入額、(2)給与収入額、(3)課税総所得金額の3情報のみとし、使用目的に掲げる用途以外に使用しないこと。

また、取得した情報は適切かつ安全に管理し、適正な保護策を講じた上で保管すること。

### 2 使用目的

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成23年法律第56号)附則第4条に規定する地方議会議員であった者に支給する退職年金の支給停止額を算定するため。

令和 年 月 日

市議会議員共済会会長 殿

年金証書番号							
氏名	Ⓔ						
住所	〒 —						

【地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成23年法律第56号)附則第4条第2項】  
平成23年9月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額(旧退職年金並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第203条の2に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となった在職期間に係るものの金額を除く。)との合計額が700万円を超える場合は、当該合計額から700万円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧退職年金の年額に相当する金額を限度とする。

# 所得に関する届

市区コード	市区名
	市 区

市議会議員共済会会長 殿

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

届 出 者	年金証書番号					
	フリガナ (氏)	(名)	③	生年月日	明治・大正・昭和	
	氏名			年 月 日		
	郵便番号	-		電話連絡先	( )	-
フリガナ						
住所						

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第4条第2項に規定する前年における所得金額について別紙のとおり提出します。

上記のとおり届出があったので報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印



市議会議員共済会規則 (第二四号様式)

# 給付制限に関する届

市区コード	市区名
.....	.....

市議会議員共済会会長 殿

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

届出者	旧会員番号 年金証書番号	.....				
	給付の種類	1.退職年金 2.遺族年金 3.公務傷病年金 4.退職一時金 5.遺族一時金				
	フリガナ (氏) (名)	.....	.....	◎	生年月日	明治・大正・昭和 年: 月: 日
	郵便番号	.....	電話連絡先	( )	-	
	フリガナ	.....				
	住所	.....				

給付制限の規定に該当したので、市議会議員共済会規則第21条の規定にもとづき下記のとおり届けます。

1. 禁錮以上の刑の場合

刑の確定年月日	平成 令和	年	月	日
刑の種類と刑期	懲役 禁錮	年	月	
執行猶予期間		年	月	

2. 除名の場合

除名議決年月日	平成 令和	年	月	日
---------	----------	---	---	---

(留意事項) 刑の確定日とは、最終判決等が確定したときをいいます。

上記のとおり届出があったので報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印



# 刑期終了に関する届

市区コード	市区名
.....	市区

市議会議員共済会会長 殿

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

届出者	旧会員番号 年金証書番号	.....				
	給付の種類	1.退職年金 2.遺族年金 3.公務傷病年金				
	フリガナ 氏名	(氏) .....	(名) .....	◎	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
	郵便番号	.....-.....	電話連絡先	( ) -		
	フリガナ	.....				
	住所	.....				

給付制限の規定の適用を受けておりましたが、刑期が終了したので、市議会議員共済会規則第21条第2項の規定にもとづき下記のとおり届けます。

刑の確定年月日	平成 令和	年 月 日
刑の種類と刑期	懲役 禁錮	年 月
刑期の開始日	平成 令和	年 月 日
刑期が終了した日	令和	年 月 日

上記のとおり届出があったので報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印



市議会議員共済会規則 (第二六号様式)

# 給付制限解除に関する届

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

届出日	令和 年 月 日
-----	----------

届出者	年金証書番号					
	給付の種類	1.退職年金 2.遺族年金 3.公務傷病年金 4.退職一時金 5.遺族一時金				
	フリガナ(氏名)					
	氏名					
郵便番号						
フリガナ						
住所						

給付制限を受けておりましたが、刑の執行猶予期間が満了したので、市議会議員共済会規則第21条第2項の規定にもとづき下記のとおり届けます。

刑の確定年月日	平成 令和 年 月 日
刑の種類と刑期	懲役 禁錮 年 月
執行猶予期間	年 月
刑の執行猶予期間が満了した年月日	令和 年 月 日

上記のとおり届出があったので報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印



# 会員資格取得・喪失報告書

市区コード	市区名	記入者氏名
	市区	

1. 会員資格取得者 市の議会の議長に就任された者を記入してください。

フリガナ	(氏)	(名)	性別	生年月日	昭和	平成	年	月	日	
				議長 就任日	令和	年	月	日		
氏名			男							
			女							

  

項番	所属議会	就職日		項番	所属議会	就職日		項番	所属議会	就職日	
		昭和・平成・令和	昭和・平成・令和			昭和・平成・令和	昭和・平成・令和			昭和・平成・令和	昭和・平成・令和
1		昭和・平成・令和	昭和・平成・令和	6		昭和・平成・令和	昭和・平成・令和				
2		昭和・平成・令和	昭和・平成・令和	7		昭和・平成・令和	昭和・平成・令和				
3		昭和・平成・令和	昭和・平成・令和	8		昭和・平成・令和	昭和・平成・令和				
4		昭和・平成・令和	昭和・平成・令和	9		昭和・平成・令和	昭和・平成・令和				
5		昭和・平成・令和	昭和・平成・令和	10		昭和・平成・令和	昭和・平成・令和				

(共済会記入欄)

会員番号	旧会員番号
------	-------

2. 会員資格喪失者 市の議会の議長を退任された者を記入してください。

フリガナ	(氏)	(名)	性別	生年月日	昭和	平成	年	月	日
				議長 退任日	令和	年	月	日	
氏名			男						
			女						

(共済会記入欄)

会員番号	旧会員番号
------	-------

上記のとおり報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市 府 県 議会議長

印

<共済会使用欄>

事務局長	次 長	課 長	課 長	課 員	担 当	受付番号	
						入力日	令和 年 月 日



# 市議会議員就職者報告書 (退職年金受給権者用)

市区コード	市区名	記入者氏名
.....	市区	

就職事由	就職日	選挙日	当選人の告示日	前任の任期満了日
1.任期満了による一般選挙 2.補欠選挙 3.繰上補充 4.その他( )	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日

項番	年金証書番号	氏名(戸籍名)	退職年金	
1			1.退職年金受給中	2.若年停止中
2			1.退職年金受給中	2.若年停止中
3			1.退職年金受給中	2.若年停止中
4			1.退職年金受給中	2.若年停止中
5			1.退職年金受給中	2.若年停止中
6			1.退職年金受給中	2.若年停止中
7			1.退職年金受給中	2.若年停止中
8			1.退職年金受給中	2.若年停止中

(留意事項) 上記の退職年金受給権者について共済給付金受給権者再就職届(第19号様式)を提出してください。

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第3条の規定にもとづき、上記のとおり報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印

<共済会使用欄>

事務局長	次 長	課 長	課 員	担 当	受付番号	
					入 力 日	令和 . . . . .





# 市議会議員退職者報告書 (共済給付金受給権者用)

市区コード	市区名	記入者氏名
	市区	

共済会規則

市議会議員共済会規則 (第三〇号様式)

項番	旧会員番号	氏名(戸籍名)	退職または死亡年月日	退職の事由	*死亡の場合 定款第26条の遺族
1			平成 令和	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.( )	1.配偶者 2.配偶者以外( ) 3.なし
2			平成 令和	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.( )	1.配偶者 2.配偶者以外( ) 3.なし
3			平成 令和	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.( )	1.配偶者 2.配偶者以外( ) 3.なし
4			平成 令和	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.( )	1.配偶者 2.配偶者以外( ) 3.なし
5			平成 令和	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.( )	1.配偶者 2.配偶者以外( ) 3.なし
6			平成 令和	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.( )	1.配偶者 2.配偶者以外( ) 3.なし
7			平成 令和	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.( )	1.配偶者 2.配偶者以外( ) 3.なし
8			平成 令和	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.( )	1.配偶者 2.配偶者以外( ) 3.なし

(留意事項) \*印欄は、市議会議員を死亡により退職した場合のみ、記入してください。  
「定款第26条の遺族」とは共済給付金を受けるべき遺族として市議会議員共済会定款第26条に定められている者です。  
配偶者並びに会員であった者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母と定められています。

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第3条の規定にもとづき、上記のとおり報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市  
府 県 区 議会議長

印

<共済会使用欄>

事務局長	次 長	課 長	課 長	課 長	担 当	受付番号	
						入 力 日	令和 . . .



# 市議会議員数報告書

市区コード	市区名	記入者氏名
	市区	

異動日	令和 年 月 日	
議員数 (異動日現在)	人	内訳(男 人、女 人)
議員数 (異動日前)	人	内訳(男 人、女 人)

就 職	事由	人数
	1. 任期満了による一般選挙	人 内訳(男 人、女 人)
	2. 補欠選挙	人 内訳(男 人、女 人)
	3. 繰上補充	人 内訳(男 人、女 人)
	4. 設置選挙・増員選挙(廃置分合等)	人 内訳(男 人、女 人)
	5. その他( )	人 内訳(男 人、女 人)

退 職	事由	人数
	1. 任期満了	人 内訳(男 人、女 人)
	2. 辞職	人 内訳(男 人、女 人)
	3. 死亡	人 内訳(男 人、女 人)
	4. 廃置分合等による失職	人 内訳(男 人、女 人)
	5. その他( )	人 内訳(男 人、女 人)

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第3条の規定にもとづき、上記のとおり報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市 議会議長  
府 県 区



<共済会使用欄>

事務局長	次 長	課 長	課 長	課 員	担 当	受付番号	
						入 力 日	令和 . .



# 標準報酬月額変更報告書

市区コード	市区名	記入者氏名
.....	市区	

区分	議員報酬月額 (1人当たりの額)	標準報酬月額 (1人当たりの額)	摘要
従来	円	円	改定 令和 年 月 日 (議決した日)
変更後	円	円	適用 令和 年 月 日
議員報酬支給日	毎月	日	備考

年金または一時金の受給者で標準報酬月額の変更が適用される者

(標準報酬月額の変更が週及して適用され、かつ週及した期間内にすでに年金、一時金の決定を受けた者があれば記入してください。変更した標準報酬月額で再決定いたします。)

旧会員番号(年金証書番号)	受給者氏名	○をつけてください。
第 号		年金・一時金
第 号		年金・一時金
第 号		年金・一時金
第 号		年金・一時金
第 号		年金・一時金

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第3条の規定にもとづき、上記のとおり報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市 区  
府 県 議会議長

印

<共済会使用欄>

事務局長	次長	課長	課員	担当	入力日	令和



市議会議員共済会規則 (第三号様式)

共済会規則

# 町村議会議員の標準 報酬月額等改定状況報告書

市区コード	市区名	記入者氏名
	市区	

旧町村コード (共済会記入欄)

旧町村名 フリガナ	市制施行年月日	議員報酬支給日
	令和 年 月 日	毎月 日

昭和36年7月1日以後市制施行日の前月分までの議員報酬月額及び町村議会議員共済会の定款に定める標準報酬月額の改定状況を、町村の区分ごとに記入してください。

項番	元号	改定年月日			議員報酬月額	標準報酬月額		備考		
		年	月	日		円	円			
1	昭和	3	6	0	7	0	1	円	円	
2	昭和 平成 令和							円	円	
3	昭和 平成 令和							円	円	
4	昭和 平成 令和							円	円	
5	昭和 平成 令和							円	円	
6	昭和 平成 令和							円	円	
7	昭和 平成 令和							円	円	
8	昭和 平成 令和							円	円	
9	昭和 平成 令和							円	円	
10	昭和 平成 令和							円	円	
11	昭和 平成 令和							円	円	
12	昭和 平成 令和							円	円	
13	昭和 平成 令和							円	円	
14	昭和 平成 令和							円	円	
15	昭和 平成 令和							円	円	
16	昭和 平成 令和							円	円	

上記のとおり報告します。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道  
府 県

市 区  
議会議長

印

<共済会使用欄>

事務局長	次 長	課 長	課 員	担 当	入 力 日	令和



# 廃置分合等に伴う 住所の町名・地番変更届

市区コード	市区名	記入者氏名
.....	市区	

旧町村コード (共済会記入欄)
.....

廃置分合等の実施日	廃置分合等の内容	廃置分合等実施前の市町村名
令和 年 月 日	1. 市制施行 2. 編入 3. その他	都 道 府 県 市 町村

項番	区 分	旧 会 員 番 号 年 金 証 書 番 号	氏 名	町 名 ・ 地 番 変 更 後 の 住 所	県 外 居 住 者
1	1. 市議会議員 2. 年金権者		フリガナ	フリガナ 〒	
2	1. 市議会議員 2. 年金権者		フリガナ	フリガナ 〒	
3	1. 市議会議員 2. 年金権者		フリガナ	フリガナ 〒	
4	1. 市議会議員 2. 年金権者		フリガナ	フリガナ 〒	
5	1. 市議会議員 2. 年金権者		フリガナ	フリガナ 〒	
6	1. 市議会議員 2. 年金権者		フリガナ	フリガナ 〒	
7	1. 市議会議員 2. 年金権者		フリガナ	フリガナ 〒	
8	1. 市議会議員 2. 年金権者		フリガナ	フリガナ 〒	
9	1. 市議会議員 2. 年金権者		フリガナ	フリガナ 〒	
10	1. 市議会議員 2. 年金権者		フリガナ	フリガナ 〒	

上記の者について、廃置分合等の実施後の住所の町名・地番を届けます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 府 県 市 区 議 会 議 長



<共済会使用欄>

事務局長	次 長	課 長	課 員	担 当	入 力 日	令和



# 退職一時金決定請求書

市区コード	市区名
	市区

市議会議員共済会会長 殿

請求日	令和 年 月 日
-----	----------

請求者	旧会員番号											
	フリガナ (氏名)											
	氏名 (戸籍名)											
	郵便番号		-		電話連絡先	( )						
	フリガナ住所											

下記のとおり市区議会議員を退職したので、退職一時金を決定されるよう証拠書類を添えて請求します。

退職した議会	都道府県	市区議会	退職年月日	平成
				年 月 日

受取金融機関	金融機関名									
	コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連							
	店名									
	コード	フリガナ	本店・支店・出張所 本所・支所	預金種目 (○で選択)	1.普通預金 2.当座預金					
	備考	口座番号								

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都道府県 市区 議会議長

印

<共済会使用欄>

確認	受付番号	



遺族一時金決定請求書

市区コード	市区名	市区

市議会議員共済会会長 殿

元議員	旧会員番号	フリガナ (氏)	(名)	死亡日	平成		
	氏名 (戸籍名)				年	月	日

上記の者は、死亡したので遺族一時金を決定されるよう証拠書類を添えて請求します。

請求日	令和 年 月 日
-----	----------

請求者	フリガナ (氏)	(名)	◎	性別	1.男	生年月日	明治・大正		
	氏名 (戸籍名)				2.女		昭和・平成		
	元議員との続柄	1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母					年	月	日
	郵便番号	-			電話連絡先		( )	-	
	フリガナ				住所				

受取金融機関	金融機関名					
	コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・商工金庫・農林金庫 信用組合・農協・信農連・信漁連			
	店名	フリガナ	預金種目 (○で選択)	1.普通預金	2.当座預金	
	コード	フリガナ	本店・支店・出張所 本所・支所	口座番号		
備考						

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道 市 区  
府 県 議会議長



<共済会使用欄>

確認	受付番号	



